

各位

会社名 ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 昌弘
(コード番号 2743 JASDAQ)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長兼総務部長 池上 純哉
電話 03-6731-3410

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨を踏まえ、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、これに併せて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数 (平成25年8月26日現在)

①分割前の発行済株式総数	57,319株
②今回の分割により増加する株式数	5,674,581株
③株式分割後の発行済株式総数	5,731,900株
④株式分割後の発行可能株式総数	22,000,000株

(3) 分割の日程

①基準日設定公告日	平成25年12月16日(月)
②基準日	平成25年12月31日(火)
③効力発生日	平成26年1月1日(水)

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年1月1日(水)

(参考) 平成25年12月26日(木)をもって、東京証券取引所JASDAQ市場における売買単位も100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式の分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年1月1日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>220,000株</u>とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第7条～第42条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>22,000,000株</u>とする。</p> <p><u>第7条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>第8条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成26年1月1日とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条及び本条の規定は、平成26年1月1日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上